

高知県教育委員会 会議録

令和3年6月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年6月9日(水) 13:30

閉会 令和3年6月9日(水) 16:00

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

| | | |
|-----|------|---------------------|
| 出席者 | 教育長 | 伊藤 博明 |
| | 教育委員 | 平田 健一 |
| | 教育委員 | 永野 隆史 (付議第2号発言後、退室) |
| | 教育委員 | 森下 安子 |
| | 教育委員 | 町田 美紀 |
| | 教育委員 | 弥勒 美彦 |

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

| | | |
|-------------|----------------|------------------------|
| 高知県教育委員会事務局 | 教育次長(総括) | 合田 和穂 |
| 〃 | 教育次長 | 菅谷 匠 |
| 〃 | 教育次長 | 黒瀬 渡 |
| 〃 | 教育政策課長 | 小笠原直樹 |
| 〃 | 学校安全対策課長 | 大崎 和幸 (付議第5号のみ) |
| 〃 | 幼保支援課長 | 田中 健 (付議第1号、第7号、第8号のみ) |
| 〃 | 高等学校課長 | 濱川 智明 (付議第7号から第9号は除く) |
| 〃 | 保健体育課長 | 前田 義朗 (付議第1号及び第9号のみ) |
| 〃 | 人権教育・児童生徒課長 | 飯田 泰明 (報告第1号及び付議第1号のみ) |
| 〃 | 教育政策課課長補佐 | 三谷 玲子 |
| 〃 | 教育政策課教育企画担当チーフ | 北村 朋理 (会議録作成) |
| 〃 | 教育政策課主査 | 前田つぼ美 (会議録作成) |

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

| | |
|----------|---|
| 教育長 | 6月定例委員会を開催する。 |
| 教育次長(総括) | (提案説明) |
| 教育長 | 付議第5号から第8号は、高知県議会6月定例会に提出予定の議案について検討を行うもの、第9号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | それでは、付議第5号から第9号を非公開の取扱いとする。 |

【報告第1号 高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄について (人権教育・児童生徒課)】

○人権教育・児童生徒課長 説明

○質疑

| | |
|------|--|
| 平田委員 | 資料別紙「3人権教育・児童生徒課の取組(1)令和2年度に行った債権放棄及び不納欠損」の説明で、意向確認調査に対して支払いの意思がなければ不納欠損にしているものなのか。不能な状態や払わないと言えれば認めるような感じで私は受け取ったため、こういう表現は良くないのではないか。 |
| 事務局 | <p>債権放棄を行うにあたり、所在調査をし、所在の判明後は、電話や手紙を用いて回収する努力をしていく。返す意思がないという表現になってしまうが、様々な事情により、最終的に本人が返すことが難しいとの意思確認をした上で、債権放棄の処理をしていく。</p> <p>なお、意思確認の前に、本来であれば財産調査ということが考えられるが、財産調査の場合は弁護士委託による財産調査が必要であり、その場合回収する費用より多額の費用がかかり、費用倒れになることから、今回は財産調査は行わず、債権放棄とした。</p> |

【報告第2号 高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|------|--|
| 弥勒委員 | 奨学金全体に対し、債権回収ができなくなる割合はどれくらいか。 |
| 事務局 | 未納率は令和元年度で18%、未納者数は721名である。 |
| 弥勒委員 | 未納率の18%は金額に対するものか。 |
| 事務局 | そうである。 |
| 弥勒委員 | 約2割の未納額は仕方のないこととして受け入れるものなのか。県としては、これくらいの未納率があるということは覚悟の上での奨学金制度だと思っているのか。 |
| 事務局 | 過去4年間をみると、平成27年度の未納率は21%で、令和元年度には18%となっており、少しずつ改善してきている。回収については、催促の |

| | |
|------|---|
| | <p>文書送付や弁護士委託等もおこない、債務者及び保証人に随時連絡をする方法をとっているが、今後さらに債権回収の取組を充実させていく必要があると考えている。</p> |
| 教育長 | <p>20%近くが返ってきておらず、返納が遅れているものについては督促や弁護士への相談をしながら、引き続き債権回収を行っている。その中で、破産宣告であるとか、やむを得ないものについては債権放棄という整理になる。奨学金業務に関しては貸与よりも債権管理の方が大きな業務となっている。貸与についても、高校生が学校に通うために必要な資金であり、本人と連帯保証人2名で誓約書を提出してもらった上で貸与しているため、当初から返還されないことを想定して貸与しているものではない。返還が遅れている者についてはしっかり回収作業をしながら、やむを得ないものについては審査し、債権放棄というような整理をしていく。</p> |
| 弥勒委員 | <p>さきほどの18%は未納率ということだが、期限までに返せない人と最終的に回収不能になる人の合計が18%ということか。</p> |
| 教育長 | <p>そうである。</p> |
| 弥勒委員 | <p>そうすると、未納のうち最終的に回収不能になる率がどれくらいになるのか。</p> <p>また、奨学金の規模は年間でどれくらい貸与されているのか。</p> |
| 事務局 | <p>令和元年度の貸与者数は565名、貸与率は3.2%である。全生徒数が17,481名である。</p> <p>また、これまでに貸与した総額は約51億8,000万円である。令和元年度の回収予定額のうち、収納額は約3億3,000万円、未納が約7,600万円のため、未納率は18%である。</p> |
| 教育長 | <p>去年と一昨年の放棄額はどのくらいか。</p> |
| 事務局 | <p>債権放棄は今回が初めてであり、基本的に貸与したものは返還をしてもらうとしている。遅れることはあるが、催促を行っている。</p> |
| 弥勒委員 | <p>今回の説明では、連帯保証人までついているため、最終的に回収不能になる金額というのはごくわずかという理解でよろしいか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。</p> |
| 森下委員 | <p>今回の教育委員会の中で、債務者の住所や氏名といった個人情報が出て</p> |

| | |
|------|--|
| | くることに違和感を感じたが、これは重要な案件だから出す必要があるということか。 |
| 教育長 | 非開示となる個人情報に該当しないためである。 議案書にも出るのか。 |
| 教育次長 | 高等学校課のこの案件に関しては議会への報告事項となるが、要配慮個人情報に該当しないため、議会にもこのまま提出される。 |

【専決処分報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

【専決処分報告第2号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|---|
| 町田委員 | 新型コロナウイルス感染症の影響による休業が増えてきているが、休業した後や休業中の生徒の学習などの体制は整っているのか。 |
| 事務局 | 去年に比べ今年度は長期の休業はしていないが、昨年度の一斉休業のこともあるため、万が一学校が休業となった場合にも、学びを止めないために、様々な課題等を各学校で準備をしている。今回は短期の休業だが、その間の学習については各ホーム担任から生徒に連絡するようにしている。 |
| 町田委員 | 学校的には休業したときの体制は整っているという認識でよいか。 |
| 事務局 | もし感染者が確認されたら、すぐに学校が対策チームを発足するというマニュアルを県教育委員会から出している。各学校ではそれに従って(休業に対する体制を)準備をしている。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。 |
| 教育長 各委員 教育長 | また、専決処分報告第2号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第2号を原案のとおり承認する。 |

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|-------------|--|
| <p>弥勒委員</p> | <p>コロナ禍でのオンライン学習について、家庭へのインターネット環境も込みで提供されたということか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>家庭へのタブレット端末の持ち帰りを推奨していきたいと、各市町村教育委員会で検討しているところである。既に持ち帰りをしているところも少ないがある。ネックになるのは通信費の負担であり、家に光ファイバーを引き、Wi-Fi環境があれば問題はないが、様々な事情によって難しい家庭が一定数ある。それをどうするかについては、各市町村での課題整理ができておらず、進捗にばらつきがある。コロナによる休校の際にも検討してきたが、家庭学習ができる子もいるが、給食も含め学校に登校する子もおり、そこは市町村の学校による。タブレットの持ち帰りについては課題意識があるので、引き続き国へ政策提言等をしながら、対応していく。</p> |
| <p>弥勒委員</p> | <p>コロナによって登校ができず、生徒は家にいなければいけない状況での根本的な対策はとれなかったということか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>長期の一斉休業の時点では1人1台端末は導入されていなかった。タブレット端末に限らず、様々な課題を出して対応をしてきた。 家庭から授業の様子を見られるような配信動画を用意し、学習支援プラットフォームに載せ、いざ休校になったときに、教材や課題、動画を見られるように整備を進めている。</p> |
| <p>弥勒委員</p> | <p>それを家庭で見られるようにすることが残された課題であるということか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>あるいはオフラインで見られる教材なども、やり方によってはあるかもしれない。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>昨年度のような、コロナによる長期一斉休業となった場合には、県内すべての市町村でタブレット端末の持ち帰りを行うようになっている。通信環境のこともあるので、日常的に持ち帰ることは各市町村で検討している。一斉休業になった場合は、家に通信環境がある場合は家で行い、どうしてもできない場合は学校に登校する。学校に大勢集まるのが課題であって、多くの人が家で行い、登校した子が広い教室でやることについてはそんなに問題はないと考えられる。</p> |
| <p>平田委員</p> | <p>コロナ禍で、学校も教育委員会事務局も大変だと思う。学校現場もよく努力して、あまり大きな影響がなく令和2年度を過ごしていったことに感</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>謝したい。資料3ページ「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について〈対応方針〉」の方針4「再度の感染拡大に備える」については、学校教育のこれからの方向性を示していると思った。国はデジタル教科書などを活用した授業展開を示しているの、そういったことにも力を入れていくことで、感染対策にも繋がると思う。</p> <p>23ページ「2学校における働き方改革の推進」について、コロナによって学校の働き方も変わったと思う。時間外勤務について、小中学校については減ったと説明があったが、昨年度は部活動の制限や学校休業もあり、学校からの連絡や課題で労力がいったと思っている。勤務時間は、校務支援システム、タイムカード、月ごとに校長からの報告など、どのような方法で把握しているのか。</p> <p>また、小学校の時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合が27.3%となっているが、この数字は年平均なのか、どういう計算で出しているのか。</p> |
| 事務局 | <p>令和元年度は6月から10月の5ヶ月間、令和2年度は4月から3月の1年間ということで、まず捉える期間が違うというのが前提だが、1年間で、1ヶ月でも45時間を超える教員がいたらカウントするという厳しめの指標で出している。</p> <p>勤務時間は校務支援システムで把握している。</p> |
| 平田委員 | <p>校務支援システムなら市町村教委なども一括して分かるのか。</p> |
| 教育長 | <p>校務支援システムが入っている比較的規模が大きい学校、30校か40校くらいのデータを個別に集めている。</p> |
| 平田委員 | <p>たとえ11ヶ月は45時間を超えなくても、1ヶ月でも45時間を超えるとカウントする、このデータ集計だけでも大変な重労働だと感じた。</p> <p>また、72ページの「県立学校運動部活動活性化事業」について、県立学校の運動部に運動部活動活性化推進部を設けるとはどんな取組か。</p> |
| 事務局 | <p>運動部活動の強化事業をリニューアルして新しく興した事業であり、中山間などできるだけ部員数を集めて確保し、部活を存続・活性化させようとしているところに焦点を当てた事業である。推進部については、学校運営の核や地域づくりの核として、部員の獲得を目指し、地元の中学生と合同練習をするなどして部員を獲得し、地元で部活動がなくならないような手立てをしている。推進部の部活の数が、令和元年度では201名のところ、令和2年度では171名となっているが、令和2年度については、コロナの関係で1年生が4月から6月頃まで部活ができなかったため、入部率が悪かったと聞いており、そのために人数が減ったのではないかと思う。</p> |
| 教育長 | <p>活性化推進部は誰が作る部なのか。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | 現在ある部活動で、地域と一緒にやりながら、学校から指定希望申請書があがってきて、教育委員会で審査し指定する。 |
| 教育長 | サッカー部を推進部にしたいと学校から出てきたらサッカー部を推進部に指定するということか。 |
| 事務局 | 地域性にもよるが、地元の中学校と連携しながら一緒にやっていくというようなところを指定する。 例えば、四万十高校、大方高校、禰原高校、西土佐分校といった郡部の学校があがってきている。室戸の女子野球部、幡多農業高校の馬術部、安芸高校の陸上部、東高校の水泳部など、人数が少ないが、なくすわけにはいかないとして、消耗品の補助などの助成をしながら部員を確保し、部活動の存続に繋げるものである。 |
| 教育長 | 地域で大事な核になるような部活動を支援していき、それをKPIで人数をあげているということか。 |
| 事務局 | できるだけ上を目指していく。2年度よりもあげていきたい。 小規模校の部活動では、部員数が一定確保できないと存続できなくなることから、部員数の増加を目指すため、前年度の人数をKPIにしている。近隣の中学校などと連携し、中学生を対象とした体験教室などを開催するなど、事業の中に取り入れるようにしている。 |
| 平田委員 | なんとかして応援したいという気持ちが表れた事業ということ。 |
| 教育長 | 誰が見ても分かるような説明にしてほしい。 |
| 事務局 | ご指摘頂いた趣旨も含めて、9月の総合教育会議の中間報告で分かりやすくする。 お気づきの点があればこの機会に限らずご意見いただきたい。 |
| 森下委員 | 67ページの「不登校担当教員の配置校サポート」について、とてもいい取組で期待している。単年度で急に良くなるとは思わないが、KPIが45%ということが若干残念である。コロナの影響があったのか。 |
| 事務局 | 不登校担当教員の配置校20校のうち9校が、令和元年度に比べると令和2年度は不登校の出現率が下がっている。 |
| 教育長 | 新規の不登校の出現率が下がっているのか。 |
| 事務局 | 継続も含めて全部である。 学校数としては小学校が下がっており、中学校は下がっていない。9校 |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>の内訳は、6校が小学校で3校が中学校である。</p> <p>不登校とコロナの関係は調査をしているところだが、一概にコロナが影響しているとは現時点では言えない。</p> <p>小学校の6校については、不登校担当教員をつけることによって、不登校の生徒の情報が早期にあがり、対応できた。</p> <p>中学校は不登校の人数が多いので、情報を集めても早期の対応をしきれなかった。</p> <p>小学校については引き続きそういった情報を共有し、早期に対応していく。中学校については、不登校の人数が多いため、組織としてしっかりと早期に対応できる取組を考えていきたい。</p> |
| 森下委員 | <p>とても大事な取組なので、分析しながら何ができて何ができなかったのか細かく分析しながら進めていってほしい。全体的にこのコロナ禍のなかで教員、事務局は頑張られていると感じた。</p> |
| 教育長 | <p>この20校は新規の不登校者の発生が抑えられているのか、継続が減っているのか、何か傾向があるのか。</p> |
| 事務局 | <p>新規の発生率が抑えられている。継続はあまり変わっていない。</p> |
| 教育長 | <p>不登校になってしまうと、回復するまで時間がかかるため、新規の発生を抑える取組をするということで、初期対応ができているということ。</p> |
| 事務局 | <p>小学校は初期対応をしっかりとできたので、新規の発生を抑えられた。</p> |
| 教育長 各委員 教育長 | <p>付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。</p> |

【付議第2号 令和4年度高知県立の中学校及び高等学校の入学定員に関する議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|------|---|
| 教育長 | <p>定員数は、今年度と同じということか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。</p> |
| 永野委員 | <p>7ページの参考資料2-1で、「実施計画の今後」の中に「高知海洋、宿毛は、南海トラフ地震への対応のため、将来の学校の在り方を検討」とあ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>るが、何か考えがあるのか。</p> |
| 教育長 | <p>後期実施計画には、学校の移転はなかったが、ともに津波の浸水区域にあり、将来にわたって移転しないと決めているわけではないため、こういうふうに記載している。</p> |
| 弥勒委員 | <p>定員割れになっている学校がいくつかあるが、再編などを考えながら、基本的には今までの形を継続するという事か。</p> <p>愛知県の私立学校だったと思うが、全寮制の特徴のある学校を作り、多くの学生を集めることができた事例もある。今の社会が求めているようなものに、学校の形態を作り替えて、全寮制であれば地方であることのハンディキャップも多少なりともカバーできるので、自然豊かな環境ということも1つのアピールかと思う。効果は一時的かもしれないが、移住促進のような形に繋げるなど、人口減少の歯止めにも貢献できると思う。世の中が学校に対して求めているものは変化しているので、それに応えるような学校形態に変革できないものか。</p> |
| 教育次長 | <p>地域みらい留学という制度があって、国内ではあるが地方の学校へ高校段階から留学をするといった取組がある。それにエントリーをしている県内の学校は、嶺北高校、橋原高校、四万十高校、大方高校である。自然豊かな環境、地域との結びつきの中で、様々な学びを深めていくというような魅力や、室戸高校や大方高校などでは女子野球部や女子サッカー一部など、様々な特色がある。そういった特色を、それぞれPRして県外から生徒を呼び込む。橋原高校に関しては、地元市町村との連携により橋原町生涯学習交流センターを建てるということで、県も一部助成をして整備した。高知県ならではの魅力を発信しているところである。</p> |
| 事務局 | <p>地元の中学校から地元の高校への進学者を増やすということは前提だが、さらに、地域みらい留学で、昨年度は県外から15名、今年度は24名、数は少ないかもしれないが、確実に増えている。</p> |
| 弥勒委員 | <p>逆に県外に流出しているのはどれくらいか。</p> |
| 教育長 | <p>高知県内の学校では十分ではないと感じる人は県外へ出て行くかも知れないが、おそらく主は、進学校や部活動関係で中学から県外へ出て行くのだろう。高校での流出はそんなに多くはない。大学進学で出ていく数に比べたら相当少ないと考えている。</p> |
| 町田委員 | <p>専門性の高いことを学びたい場合なども（県外へ行く）聞く。</p> |
| 弥勒委員 | <p>県外から呼び込むというのは必要なことであり、大事なことだと思う。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 教育長 | 公教育の役割をどこまで果たすかということも関係するが、公立学校の定員を減らすと私立に流れる傾向にあって悩ましいところ。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。 |

【付議第3号 令和4年度高知県立中学校入学志願者取扱要項に関する議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| 教育長 | 日程スケジュールについてということか。 |
| 事務局 | 日程以外は大きな変更はない。詳細は後ほど手引に載るが、入学予定者の決定の方法など大きな部分をこの要項で定めるものである。 |
| 平田委員 | 入学時の確約書を提出しない人数は0なのか。 |
| 事務局 | 今年度では高知国際中学校で補欠入学が2名あり、安芸中学校で1名が辞退している。 |
| 平田委員 | 安芸中学校を辞退したその1名は地元中学校もしくは私立中学校へ入学したのか。 |
| 事務局 | そこまでは追跡できていない。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。 |

【付議第4号 令和4年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項に関する議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| | 【質疑等なし】 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。 |

【付議第5号 令和3年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

| | |
|-------------------|--|
| 教育長 | 県立学校施設の修繕費の積み上げで約1億9,400万円が国から交付金としてくるのか。 |
| 事務局 | 国からの交付金は、知事部局等の他の事業とまとめてきている。 |
| 教育長 | 文部科学省からの追加の交付決定ではないということか。 |
| 事務局 | そうである。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。 |

【付議第6号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案に係る意見聴取に関する議案

(高等学校課)

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

| | |
|------|--|
| 弥勒委員 | 公平な入札を経て公平な業者が選ばれたということか。 |
| 教育長 | そうである。 |
| 弥勒委員 | 参考資料2-2「高等学校における1人1台タブレット端末による『新しい学習スタイル』」にあるように、このタブレット端末で様々なことができるようになり、家庭で使えるようにすることで大きな効果が生まれると思う。このコロナ禍でオンラインが必要なときに、家庭のWi-Fi環境の有無がネックになり、教育の機会の格差が生まれる。例えば福祉センターなどで、Wi-Fi環境を使うことができれば、家庭のWi-Fi環境の格差を埋め |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>ることができると思うが、そういった協力はしてもらえないものなのか。</p> |
| 事務局 | <p>公共施設の場合、無料のWi-Fi などがあると思う。高校の場合は通学範囲が広いので、地域の福祉施設などあれば活用できると思うし、Wi-Fi 環境のない家庭への補助については現在検討している。中学校については、全員分ではないがモバイルルータを整備しており、高校については今後検討していく。</p> |
| 弥勒委員 | <p>プロバイダの契約が必要で、費用がかかってくるため、そこがネックになると思う。</p> |
| 事務局 | <p>低所得者には（通信費の）補助の制度があり、それも活用しながら検討していきたい。</p> |
| 弥勒委員 | <p>せっかく様々な公的機関があるので、最大限活かすことができれば良い。</p> |
| 平田委員 | <p>これはすべて生徒用なのか。教員用は含まれていないのか。</p> |
| 事務局 | <p>教員は1人1台のタブレットがすでに配付されている。</p> |
| 平田委員 | <p>拠点校6校を改めて教えてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>安芸高校、嶺北高校、小津高校、佐川高校、窪川高校、清水高校。窪川高校と四万十高校は合同でやっているの、四万十高校を入れると7校である。</p> <p>現在、1人1台端末の整備をして、学習ドリルなどの研究をしており、それを各学校に広める取組をしようとしている。</p> |
| 教育長 | <p>全国でいうと、高知県のように県が購入したところは、約3分の1、自己負担で購入が3分の1、あとの3分の1は検討中である。</p> <p>経済格差の話も出ているが、高知県では公費で対応しているので、残りは家庭の通信費の問題であり、そこについては引き続き検討していきたいと思う。</p> |
| 教育長 各委員 教育長 | <p>付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第6号を原案のとおり議決する。</p> |

【付議第7号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を
改正する条例案に係る意見聴取に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

| | |
|-----|-------------------------------|
| | 【質疑等なし】 |
| 教育長 | 付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 付議第7号を原案のとおり議決する。 |

【付議第8号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの
事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例議案に係る意見聴取に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

| | |
|-----|-------------------------------|
| | 【質疑等なし】 |
| 教育長 | 付議第8号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 付議第8号を原案のとおり議決する。 |

【付議第9号 令和4年春の叙勲候補者(学校保健功労)推薦議案 (保健体育課)】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

| | |
|-----|-------------------------------|
| | 【非公開議案】 |
| 教育長 | 付議第9号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 付議第9号を原案のとおり議決する。 |

※付議第5号から第8号議案については非公開議案であったが、令和3年6月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

(5) 議決事項

専決処分報告第1号及び第2号
付議第1号から第9号

原案どおり承認
原案どおり議決